

鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）
公募型プロポーザル募集要項

平成30年12月17日

鳥取市

目 次

第 1 募集要項の定義	-2-
第 2 事業の目的	-2-
第 3 公募の趣旨	-2-
第 4 事業の概要	-2-
第 5 参加資格要件	-3-
第 6 参加者の制限	-4-
第 7 プロポーザルのスケジュール等について	-5-
第 8 計画に関する事項	-9-
第 9 責任の分担	-9-
第 10 事業実施に関する事項	-9-
第 11 事業の継続が困難となった場合の措置	-10-
第 12 その他留意事項	-10-
添付資料	
別表 1	-12-
別表 2	-13-

第1 募集要項の定義

鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）公募型プロポーザル募集要項（以下「本要項」という。）は、鳥取市（以下「発注者」という。）が「鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）」（以下「本事業」という。）に係る設計業務及び施工業務等を一括して発注するにあたり、本事業の募集に関する参加要件等、その他必要な事項等を定めるものである。

なお、本事業に係る別添資料「要求水準書、審査基準書、様式集、参考資料」は、本要項と一体のものとする。

第2 事業の目的

本事業は、夏季の猛暑等の影響から、児童・生徒に熱中症等の健康被害が及ばないよう本市の小・中・義務教育学校の全普通教室を対象に、平成31年度中に空調設備を設置し、安全で安心な教育環境を確保することを目的とする。

第3 公募の趣旨

本事業の目的を達成するにあたり、民間企業のノウハウを最大限に活用し、学校間の公平性、コストの縮減を図りつつ、普通教室に空調設備を設置するための効率的で効果的な提案等を募集し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定するものとする。

第4 事業の概要（詳細については別表1参照）

(1) 事業名称

鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）

(2) 整備対象施設

鳥取市立小学校 12校

鳥取市立中学校 4校

(3) 事業方式

公募型プロポーザル方式により提案を求め、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者とし、発注者との契約を締結したうえで提案された内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

(4) 上限提案価格

金668,559千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業期間等

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（議会における議案の可決日）から、平成32年3月16日（月）までとする。

(6) 契約等の締結

ア 仮契約 平成31年2月上旬（予定）

イ 本契約 鳥取市議会における議決後

※本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、鳥取市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

(7) 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

ア 空調設備等の設計業務

（ア）空調設備等の設計のための事前調査業務

（イ）空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成、学校調整等）

イ 空調設備等の施工業務

（ア）空調設備等の施工のための事前調査業務

（イ）空調設備等の施工業務（当該空調設備の導入に伴う、全ての業務）

（ウ）その他、付随する業務（検収、検査、書類作成、学校調整など）

ウ 空調設備等の工事監理業務

（ア）空調設備等の施工に係る工事監理業務

（イ）その他、付随する業務（報告、申請、検査、学校調整など）

第5 参加資格要件

本件、公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、3者又は4者の自由意志により結成するものとする。

イ 代表者は、その出資比率が異なる場合はその出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はいずれかの者とする。

ウ 各構成員は、本件提案並びに別に鳥取市が実施する「鳥取市立学校空調設備整備事業（1工区）」及び「鳥取市立学校空調設備整備事業（3工区）」の公募型プロポーザルに係る提案において、他の共同企業体の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった参加者の構成員が事業の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 代表企業の要件

ア 鳥取市に本社を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可「管工事」を受けている者であること。

イ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審

- 査申請手続等について(平成28年鳥取市告示第426号。以下「告示」という。)に基づく入札参加資格のうち、「管工事」の資格を有する者であること。
- ウ 鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、「管工事」のA級に格付けされている者であること。
- エ 空調設備の整備工事の施工実績があること。

(3) 代表企業以外の構成員の参加資格要件

- ア 鳥取市に本社を有し、告示に基づく入札参加資格のうち「管工事」又は「電気工事」の資格を有する者であること。ただし、「電気工事」の資格を有する者は1者とし、その他は「管工事」の資格を有するものであること。
- イ 鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱に基づき、アの「電気工事」の資格を有する者は「電気工事」のA級に、「管工事」の資格を有する者は「管工事」のA級にそれぞれ格付けされていること。
- ウ 空調設備の整備工事の施工実績又は空調設備の整備工事に付随する工事の施工実績があること。

第6 参加者の制限

- (1) 参加者は、次のいずれかに該当する企業を含まないこととする。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止の措置(同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。)を受けている者
- オ 本事業の公告の日から最優秀提案者が決定する日までの期間に、本事業のために審査委員会の委員と接触を試みた者
- (2) 参加に関する留意事項
- ア 本要項に係る本市への書類等(電子メールを含む。)の提出については、代表企業が行うこととする。
- イ 募集要項等の承諾
- 参加者は、提案書等の提出をもって、募集要項及び要求水準書等の記載内容を承諾したものとする。
- ウ 費用負担
- 参加に関し必要な費用は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類の取扱い・著作権等

- (ア) 提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。
- (イ) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。また、参加者の提出書類については、事業者選定に関わる審査以外に参加者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、支障のない範囲で公開することもありうる。
- (ウ) 提出書類は、返却しない。
- (エ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った参加者が負う。

(3) 参加者の複数提案の禁止

参加者は複数の提案を行うことはできない。

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）により教育総務課まで持参又は郵送で提出する。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案書等に虚偽の内容や提出に際して不正な行為があったとき。
- イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたとき。
- ウ 参加資格を満たないことが判明したとき。
- エ 上限提案価格をこえる提案をしたとき。
- オ 参加表明書の提出の日から契約締結の日までの期間に指名停止となったとき。
- カ 公告の日から最優秀提案者の決定又は公表の日までの期間に、本事業のために審査委員会の委員と接触を試みた者。

第7 プロポーザルのスケジュール等について

(1) 募集及び選定のスケジュール

企業体の募集及び選定は、以下のスケジュールにより実施する。

項目	日 時
公告	平成30年12月17日（月）
現地見学会受付期間	平成30年12月18日（火）から 平成30年12月25日（火）まで

現地見学会実施日	平成30年12月27日（木）
募集要項等に関する質問の受付期間	平成30年12月19日（水）から 平成31年 1月18日（金）まで
質問の回答日	随時回答 最終回答日：平成31年1月21日（月）
参加表明書受付期間	平成30年12月26日（水）から 平成31年 1月 9日（水）まで
参加資格審査結果通知日	平成31年1月11日（金）まで
提案書受付期間	平成31年1月24日（木）から 平成31年1月28日（月）まで
提案審査（最優秀提案者の選定）	平成31年1月30日（水）※予定
最優秀提案者の決定及び審査結果	平成31年2月上旬
仮契約締結	平成31年2月上旬
本契約締結	鳥取市議会における議決後

（2）事務局

本事業に関する事務局は、次のとおりである。

鳥取市教育委員会事務局教育総務課

〒680-0047 鳥取市上魚町39番地 鳥取市役所第二庁舎3階

電話 0857-20-3353

FAX 0857-29-0824

E-mail kyo-syomu@city.tottori.lg.jp

（3）募集に関する資料公表

本事業に関する募集要項等は、この公告の日から平成31年3月29日（金）までの間、鳥取市公式ウェブサイト（<http://www.city.tottori.lg.jp>）に掲載する。ただし、参加表明受付期間内に参加表明書の提出が無かった場合は、平成31年1月10日をもって掲載を終了する。

(4) 現地見学会の申し込み

- ア 現地見学会を希望する参加者は、(様式 1-1) 現地見学会参加申込書により、「第 7 (2) 事務局」(以下、「事務局」という。) まで電子メールで申し込みを行うこと。
- イ 平成 30 年 1 月 18 日(火)から平成 30 年 1 月 25 日(火)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の 9 時から 17 時まで(必着)
- ウ 現地見学会の参加者は、1 社あたり 2 名までとする。
- エ 現地見学会のモデル校は、鳥取市立高草中学校とする。
- オ 現地見学会の詳細については、現地見学会実施日までに電子メールにより連絡を行うこととする。

(5) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

- ア 質問については、募集要項等に関する質問書(様式 2)に簡潔に記載し、事務局へ電子メールで提出すること。これ以外による受付は行わない。
- イ 質問への回答
 - 上記アの質問に対する回答については隨時行うものとし、鳥取市公式ウェブサイトに公表する。ただし、提案内容に関する質問については公表しないことがある。
- ウ 質問の受付期間
 - 平成 30 年 1 月 19 日(水)から平成 31 年 1 月 18 日(金)まで

(6) 参加資格審査

- ア 参加表明書の提出
 - (ア) 受付期間
 - 平成 30 年 1 月 26 日(水)から平成 31 年 1 月 9 日(水)までの日(休日等を除く。)の 9 時から 17 時まで(必着)
 - (イ) 提出方法
 - 「参加資格審査についての提出書類」(様式 3)に必要事項を記載し、事務局へ持参又は郵送により提出すること。
 - (ウ) 提出部数
 - 2 部(正本 1 部・副本 1 部) 副本は複写を可とする
- イ 参加資格審査通知
 - 参加資格審査については、提出順に隨時審査を行う。参加資格審査の結果は、参加表明書を提出した者に対して、平成 31 年 1 月 11 日(金)までに参加資格審査結果通知書の送付を行う。
 - なお、本事業に参加する資格がないとされた者については、参加資格審査結果通知書にその理由を付記する。

(7) 提案審査

ア 提案書の提出

(ア) 受付期間

平成31年1月24日（木）から同月28日（月）までの日（休日等を除く。）
の9時から17時まで（必着）

(イ) 提出方法

事務局へ持参又は郵送すること（様式4）

(ウ) 提出部数

様式4-1～4は2部（正本1部・副本1部）、様式4-5～12は6部（正本1部・
副本5部）　副本は複写を可とする

イ 提案内容（提案審査）に関するヒアリングの実施

市は、提案書を提出した参加者に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案に関するヒアリングを実施する。（説明：10分、質疑：10分程度を想定）

なお、ヒアリングの実施にあたっては、提案書類及び提案書類に記載された内容をプレゼンテーション用ソフト等で編集したもの以外の追加提案等は認めない。また、ヒアリングの日程等は提案書提出後に連絡するものとする。

(8) 事業の決定手続き等

ア 事業者の選定方法

本事業を実施する事業者の選定方法は、一次審査の通過者から受けた提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。ただし、本事業の最優秀提案者は、「鳥取市立学校空調設備整備事業（3工区）」への参加資格を失うこととする。

イ 審査の方法

事業者の選定に際しては、審査委員会を設置し、参加者からの提案内容と提案価格を総合的に評価したうえで、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

なお、提案内容の評価は、鳥取市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）に基づき行うこととする。

(9) 契約候補者の決定

市は、審査委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の審査結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で仮契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

(10) 審査結果の通知及び公表

審査結果の通知は、すべての参加者の代表者に対して通知する。また、審査結果は、最優秀提案者及び優秀提案者決定後、速やかに鳥取市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、選定の理由、結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする

第8 計画に関する事項

(1) 契約の成立要件等

契約の成立については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13条）第2条の規定により鳥取市議会の議決を要する。したがって、本契約の締結までは、契約候補者との契約を保証するものではなく、契約に至らなかった場合でも、本市はその損害賠償の責を負わないこととする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案価格を超えることはないものとする。なお、消費税及び地方消費税の取り扱いについては、仮契約交渉の際に関連法律等との適合を図ったうえで調整する。

(3) 契約の保証

契約保証金については、契約額の10分の1以上の額を保証金額とし、契約締結と同時に本市に納付するものとする。ただし、有価証券等又は銀行との保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(4) 保険

選定事業者は、施工業務に関して次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工日から引渡予定日までとする。その他、リスク対応のために必要である場合は、選定事業者の提案により、選定事業者自らが加入するものとする。

ア 火災保険等

イ 第三者賠償責任保険

第9 責任の分担

本市と選定事業者のリスク分担は、原則として別表2に示す内容を想定しているが、更なるリスクの設定とその分担の程度、リスク負担の方法等の詳細については、契約書等において定めることとする。

第10 事業実施に関する事項

(1) 発注者による本事業の実施状況の確認

発注者は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に選定事業者が定められた業務を確実に行い、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。また、選定事業者は、発注者が求める場合、必要に応じて報告書を提出するものとする。

(2) 事業期間中の選定事業者と発注者の関わり

本事業は、選定事業者の責において遂行される。また、発注者は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

発注者は、選定事業者の代表企業に対して連絡等を行うものとする。

第11 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

選定事業者の業務内容が要求水準書及び提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、選定企業の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において、選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、発注者は、事業契約を解除することができるものとする。

(2) 上記1の規定により、発注者が事業契約を解除した場合は、発注者は事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由の場合

ア 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により、選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について賠償を求める能够とするものとする。

(4) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他発注者又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、発注者と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、発注者及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、選定事業者は生じる損害について賠償を求める能够とするものとする。

第12 その他留意事項

(1) 提出された提案書は、選考以外の目的には使用しない。

(2) 提出された提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

(3) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがある。

(4) 提案内容に提案者又は提案者以外の者が所有する工業所有権を含む場合、その内容及び利用条件を明記することとする。

(5) 提出された参加表明書及び提案書等の変更、返却はしない。

(6) 参加者は、本市が提供した資料等を本プロポーザルの目的以外に使用してはなら

ない。

- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 天災その他止むを得ない事由により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。
- (9) 各種評定及び認定取得に必要な手数料は、請負契約金額に含むものとする。
- (10) 実際の設計・施工については、提出された提案書に記載した提案等に基づき、これを満たす設計・施工を行うものとする。選定事業者の責により、提案内容を満たす設計・施工が行われない場合は、再度の設計・施工を行うか、それが困難である場合は、契約金額の減額を行うこととし、場合によっては、損害賠償の請求を行うこともある。
- (11) 発注者は、鳥取市公式ウェブサイトにて本事業に関する情報提供を適宜行う。

別表1

【2工区】

No.	学校名	所在地	整備教室数	熱源方式
1	美保小学校	鳥取市吉成一丁目10番25号	28	ガス
2	倉田小学校	鳥取市八坂54番地1	7	ガス
3	面影小学校	鳥取市雲山42番地	20	ガス
4	米里小学校	鳥取市古郡家75番地1	10	ガス
5	津ノ井小学校	鳥取市桂木238番地1	14	ガス
6	美保南小学校	鳥取市宮長200番地1	23	ガス
7	若葉台小学校	鳥取市若葉台南二丁目17番1号	14	ガス
8	河原第一小学校	鳥取市河原町渡一木179番地1	14	ガス
9	西郷小学校	鳥取市河原町牛戸14番地1	7	電気
10	散岐小学校	鳥取市河原町佐貫761番地5	9	電気
11	用瀬小学校	鳥取市用瀬町用瀬75番地1	10	ガス
12	佐治小学校	鳥取市佐治町福園41番地	8	ガス
13	南中学校	鳥取市興南町91番地	14	ガス
14	桜ヶ丘中学校	鳥取市桜谷227番地	14	ガス
15	河原中学校	鳥取市河原町曳田298番地	4	電気
16	千代南中学校	鳥取市用瀬町別府65番地	4	電気

※熱源方式の変更については、鳥取市と協議によって定めることとする。

別表2

リスク分担表

1 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		市	事業者
募集要領（要求水準書を除く）	募集要領等の記載事項の誤り、または市の事由による変更に関するもの	○	
要求水準書	市の事由による要求水準書の変更に関するもの	○	
	事業者が要求水準書を満たせない場合 (ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く)		○
契約締結	市の責めに帰すべき事由により締結できない場合	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない場合		○
資金調達	事業者が必要な資金を調達できない場合		○
物価変動	設計・工事段階の物価変動		○
法令変更	本事業に直接関連する法令（税制度を除く）の新設または改正に伴う市による大幅な仕様等の変更	○	
	上記以外のもの		○
税制変更	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	事業者の利益に課される税制度の変更及び新設		○
許認可取得	市が取得するべき許認可に関するもの	○	
	事業者が取得するべき許認可に関するもの		○
政策変更	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○	
住民対応	空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償	市の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的事象による損害	○	

2 設計・設置工事

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		市	事業者
測量・調査	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○	
	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
設計	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
機器・備品	空調設備設置に係る機器・備品の調達		○
工期遅延	市の責めに帰すべき事由により、契約に定める工期までに施設整備が完了しない場合	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、契約に定める工期までに施設整備が完了しない場合		○
施設損傷	空調設備の引渡し前に、市の責めに帰すべき事由により空調設備が損傷した場合	○	
	空調設備の引渡し前に、事業者の責めに帰すべき事由により空調設備が損傷した場合		○
要求性能未達	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗	計画・施工段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○